ご存知ですか？

中小企業等経営強化法とは？

1 中小企業等を取り巻く状況

厚労省のデータによると、我が国における人口は年々減少すると予想されています。そのため、内需の縮小に伴う国内企業の売上高減少が近年現実問題となってきています。

また、年齢別にみた場合、65歳以上の人口が減少傾向にない中で、15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口が大幅に減少していくと推計されています（図-1）。中小企業景況調査においても、「中小企業すべての業種において、従業員の不足感が強まっている」との報告があります。

すなわち、中小企業等は全体の人口減少及び労働人口の減少により、国内需要の減少、供給の制約という2重のリスクに晒されることになります。

■図-1

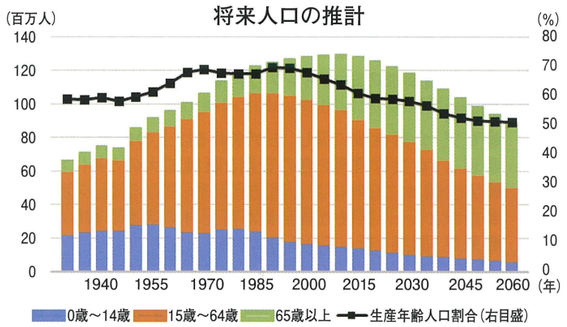

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）
（注）1.将来推計人口は、出生中位（死亡中位）推計による。
2.生産年齢とは、15～64歳を指す。

2 「稼ぐ力」の強化へ ―中小企業等経営強化法

人口減少による内需の減少、労働人口減少による従業員不足という傾向がある中、従業員一人あたりの付加価値額の推移（図-2）をみると、大企業は増加している一方で、中小企業等においては横ばい状態にあり、大企業と中小企業等の労働生産性の格差は拡大しているのが現状です。

このような状況を打開するため、中小企業等の労働生産性向上を支援し、海外展開も含めた将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることを趣旨とする**中小企業等経営強化法**が2016年（平成28年）7月に施行されました。

■図-2

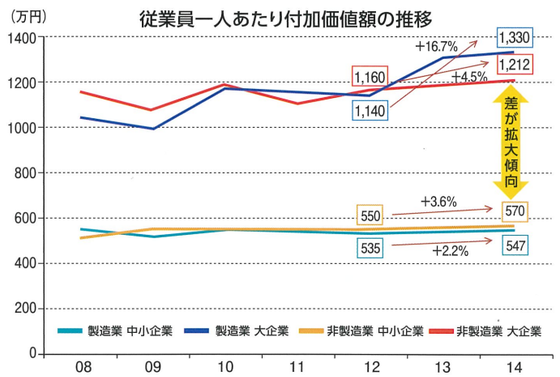

（資料）財務省 法人企業統計年報

3 支援等を受けるためには

中小企業者等は、「経営力向上計画」を作成し、国に申請して認定を受けることにより様々な支援措置を受けることができます。支援等を受けるための大まかな流れは図-3のようになります。

■図-3

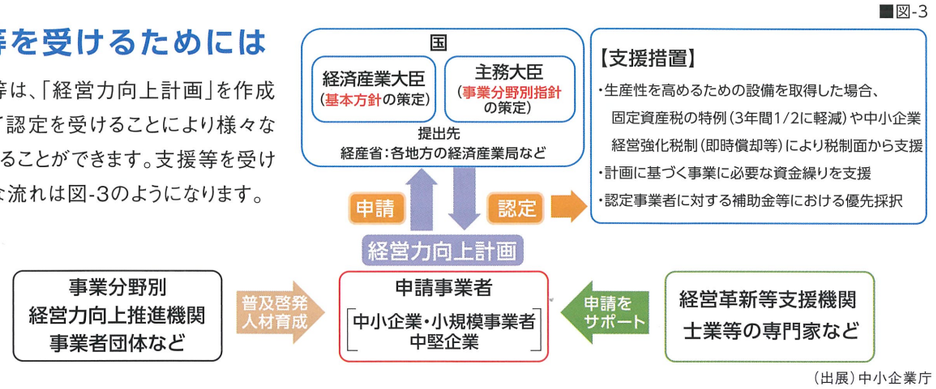

（出展）中小企業庁

4 「経営力向上計画」作成のポイント ―支援を受けるために自社の強みを意識―

支援を受けるためには、しっかりした**経営力向上計画**を策定する必要があります。そのためには、自社の現状を正確に把握しなければなりません。自社を取り巻く市場や競争環境の変化に対応できるよう、自社の持つ強み・弱みを認識し見直すことが重要です。自社の持つ強みをどのように収益につなげていくのかを明確にし、強みを生かした経営方針を立て、これを実現させるための計画を作成します。

5 実際にどのような支援を受けることができるか

中小企業等経営強化法により認定等を受けると、以下の支援を受けることができます。

固定資産税の特例

一定の要件を満たす機械装置を新たに取得した場合、固定資産税が3年間2分の1に軽減されます。

中小企業経営強化税制

一定の要件を満たす機械装置やソフトウエアなどの設備を新たに取得し、法令の定める事業のために利用した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除を選択適用することができます。

政策金融機関による低利融資

日本政策金融公庫等において低金利で融資を受けることができます。

中小企業投資育成株式会社法の特例

通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加え、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができます。

日本政策金融公庫の信用状発行による海外通貨調達

国内企業の海外支店が、日本政策金融公庫と提携している海外の金融機関から融資を受ける場合、1～5年間の融資に対し1法人当たり最大4億5千万円の保証を受けることができます。

中小企業信用保険法の特例

民間金融機関からの融資の際、信用保証協会による信用保証のうち、保証枠の拡大等を受けることができます。

食品流通構造改善促進機構による債務保証

食品製造業などの企業は、民間の金融機関から融資を受ける場合、食品流通構造改善促進機構から債務保証を受けることができます。

6 認定経営革新等支援機関によるサポート

中小企業等経営強化法による支援等を受けるには、経営力向上計画を作成し申請・認定を受ける必要があります。自社で申請等をすることもできますが、認定経営革新等支援機関(地域金融機関や税理士等)を利用することにより、自社の現状の把握から計画作成・申請にいたるまでサポートを受けることができます。

お問合せ先
AKJ Partners
税理士法人 AKJパートナーズ 福岡オフィス
米国公認会計士・税理士：脇屋・吉良
福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351
http://www.akj-partners.com/fukuoka/